

第3版 はしがき

消費者問題は、幅広い分野で起きており、またそれぞれの問題は深い社会的背景を有しています。そこで、実際に起きた事件を手がかりとして具体的に消費者事件の本質に迫るという方法がよいのではないかと考え、消費者問題の各分野の裁判例を切り口とし、そこから何が問題であるかを発展させていく講義を想定した教材をつくらうとしたのが、本書発刊の契機です。

消費者法は、裁判例とともに動いており、それが判例として法や実務を動かしてきました。本書では、そのことを踏まえて、裁判例や事件を紹介するとともに、その裁判例の背景や与えた影響、今後の課題等についても言及することとし、単なる判例解説ではないものをめざしています。

本書初版は、主に大学や法科大学院で消費者法をわかりやすく教えるための教材として、平成23年に出版しました。その後、平成25年に第2版を出版し、新たな制度である「消費者団体訴訟」や消費者契約法に関する最高裁判例等の動向を織り込みました。

第2版以降、民法、消費者契約法の改正、団体訴訟における被害回復訴訟制度の制定、消費者契約法における新たな最高裁判決等がありました。

それらの内容を織り込み、本書第3版として出版することになりました。

本書の執筆は、消費者被害救済の実務に深く携わっている弁護士と消費者法の研究者とでなされており、日々進化する消費者法の分野を実践面・理論面で十分にフォローしているものと自負しています。

初版・第2版と同じく、大学、法科大学院の教材として、また消費者センターや適格消費者団体等の関係者、消費者事件を担当している弁護士・実務家にもお役立ていただければ幸いです。

本書の改訂にあたっては、民事法研究会の大槻剛裕氏に大変お世話になりました。深く感謝の意を表します。

令和元年10月

弁護士 島川 勝
京都産業大学教授・弁護士 坂東 俊矢

第1章 消費者問題総論

1 消費者問題とは

「消費者問題とは何か」というテーマについては、これまでどのような社会的事件が消費者事件として生じたのか、その特質は何かを分析することから始めるのがよいでしょう。消費者事件といわれるものは、それが発生した時代を背景として持っています。

本章で取り上げる森永ミルク中毒事件の場合は、戦後の復興期である昭和30年に食品の問題として生じたものですが、近年問題となった「毒入り餃子」事件は、現代社会における食の国際化を背景として生じたものです。また、現物まがい商法として有名な豊田商事事件は、日本が、戦後復興・高度経済成長を経て、バブル経済の時代に突入した時期に、投資や利殖を掲げて蔓延した悪質商法の1つです。最近では情報通信技術の発展に伴って、インターネット取引をめぐるトラブルが多数発生しています。

このように、消費者問題はその時代の経済・社会の情勢によって変化しています。

しかし、それぞれの消費者事件は、時代背景を異にしながら、共通した側面もっています。「消費者問題とは何か」ということを考察するには、その共通した側面がどのようなものであるかを検討することが肝心であって、そのことにより同じような消費者事件の発生を防ぐことができるのです。

(1) 食品の安全と消費者——森永ミルク中毒事件民事裁判

(A) 当事者——第1波訴訟（大阪地方裁判所）

原告 X（36名）

被告 Y₁（森永乳業株式会社）

同 Y₂（国）

(B) 事案の概要

昭和30年6月頃より、近畿・中国・九州地方等の西日本一帯の乳幼児の間に、下痢や便秘が続く、乳を吐く、高熱が続く、おなかが大きく腫れ上がる、皮膚が黒くなるなどの共通した症状が現れました。その原因は、森永粉ミルク

クの特定の缶に砒素が混入していたことによるものであり、砒素は森永が粉ミルクの乳質安定剤として混入した第二燐酸ソーダに含まれていたものとわかりました。

被害児1万2131名、そのうち130名が死亡した、前例のない大事故です。

被害児の補償や後遺症の有無について、第三者機関として医師・学識経験者で「五人委員会」が作られ、昭和30年12月15日の意見書により、補償基準が示され、被害児の後遺症については、「本件の中毒症には概ね、ほとんど後遺症は心配する必要はないといってよかろう。今なお治療を受けているものは、後遺症ではなく、原病の継続である」とされました。

ところが、事件から14年を経た昭和44年に大阪大学の丸山博教授らが中毒患者の追跡調査をしたところ、後遺症で苦しむ患者の存在が確認されたのです。

被害児の親たちは「森永ミルク中毒の子どもを守る会」（現「森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会」。以下、「守る会」といいます）を結成し、森永と交渉しましたが、解決には至らず、ついに昭和48年4月、大阪地方裁判所に民事訴訟が提起されました（同様の訴訟が岡山地方裁判所〔第2波訴訟〕、高松地方裁判所〔第3波訴訟〕にも提起されました）。民事訴訟では、弁論、証人尋問が行われましたが、恒久対策の実施を目的とした財団法人ひかり協会の発足を受けて、被告らの態度を釈明したうえ、昭和49年5月に訴えが取り下げられました。

（C）民事裁判弁護団長意見書

大規模訴訟や公害事件などでは、事件の特質を裁判所に説明するために、裁判の冒頭において意見陳述が行われることがあります。以下に紹介するのは、民事訴訟の第1回公判における中坊公平弁護団長の意見陳述です。

〔森永事件民事裁判弁護団長意見書（抜粋）〕

まず本事件を考えますとき、私たちが一番に銘記しなければならないこと、それはこの事件の被害者が当時すべて乳幼児であったこと、そしてまた毒物が混入された物質がその乳幼児の唯一の生命の糧であったという事実であります。

私は原告の弁護団長を引き受けて以来、数多くの被害者のお宅を1軒1軒訪問して巡りました。……その母親達が私に一番強く訴えたことは、それは意外にも被告森永に対する怒りではありませんでした。その怒りより前に「我の我

手で自分の子に毒物を飲ませたという自責の叫び」でございました。

昭和30年当時、被害者は原因不明の発熱、下痢を繰返し、次第に身体がどす黒くなっていき、おなかだけがぼんぼんに腫れ上がってきました。そして夜となく昼となく泣き続けたのであります。そういう場合に母親としては何とかしてその子を生かしたい助けたいその一心でそのミルクを飲ませ続けたのです。そのミルクの中に毒物が混入されていようとはつゆ考えておらなかったのであります。……

第2番目に私たちは、消費者として被告森永並びに被告国の責任を考えなければならぬと思います。

被告森永は言うまでもなく我が国屈指の乳製品メーカーであります。およそ食品というものは、有害なものであってはなりません。有害な食品というものはすでに食品ではないのです^マあります。従いまして、製品メーカーとしては製品に対する絶対的安全性の確保の義務こそが己の最高の義務であります。

被告森永はまさにその義務に違反したのであります。しかもより非難すべきはその義務の違反の態様が自己の企業利潤を上げるためにのみ安全性を犠牲にしたということであります。……

そもそもこのミルクに添加されたという第二燐酸ソーダにしても新しい牛乳であればそれを使う必要はなかった。現に森永は現在は使っておられないわけであります。……

次に被告国に対しましては、国家というものは、国民の健康を維持し、その生命を保持しなければならないという義務があります。それはまた国家としての国民に対する基本的な義務であると考えてるのであります。

しかるに日本軽金属から出た産業廃棄物に対する回答を1年近くも遅らせたり、あるいは、食品衛生法の添加物の規制を、自ら緩めたりしたこと、これは一人行政上の怠慢というだけではなしに企業の利益のために一般の消費者を犠牲にしたといっても過言ではないと思うのであります。

このように、本件事件は、まさに消費者と企業あるいは国家という関係を裁く裁判であります。……

第3番目に、この事件を公害事件として見ました時に、この事件はもちろん数万という乳幼児を虐殺したという食品公害における世界史上類をみない大きな大惨事であるということは、言うまでもない。しかし、私はこの観点において特に強調したいのは、被害者の圧殺ということなのであります。

これまでの森永あるいは国の責任といったものは、これは過失で誤って造ったあるいは行政上の怠慢であったといわれるかもしれません。

しかし、被害者の圧殺ということに関しましては、それは正に過失ではなく

して故意なのです。しかもこの点までまいりますと被告森永と国とは完全に共謀して、このことを実行したのであります。昭和30年11月2日あるいは、昭和31年3月26日の通牒によって治癒基準を作り、そして形式的な、一斉検診を行って、これらの被害者を、もう後遺症はないと言って打切ったわけであります。

その結果、大多数の被害者は、お医者さんから「もう大丈夫だよ」と言われることを聞いて喜んで帰りました。……

また、一部の人は、その当時、なお症状が続いていた人も何人かありました。その者達は、ある場合には入院しておる病院から強制退院までされたのです。……このようにして、表面上は何も後遺症はないと言って打切ったのです。しかし真実は、その後病状は依然として継続していたのです。……

そういう時に、母親達は「ひょっとしたら乳幼児の時に砒素中毒にかかっておるのです。それとお医者さん関係があるのではないのでしょうか」という言葉を言いますと、お医者さんは、たちまち態度を急変しまして「砒素中毒の関係の診断書は、当院では書けません」と言って断わるのです。……

……私は、公害事件におきまして、公害の被害者は二度殺されるという警句を思い起こします。1回は、事故によって、1回は、第三者機関などによって殺されるというのです。

私は、この森永事件において、この典型的な原型を、ここに見出すものがあります。

この事件後に発生したチツソあるいは新潟の水俣病においてこれと同じようなことが行なわれておるのです。この2つの事件においては、裁判によってその二度目の壁はうち破られました。私は、この裁判において、この原型について終止符を打たれ、この「公害の被害者は、二度殺される」というような警句が、少なくとも日本国ではそういう言葉がなくなることを期待して、この裁判を進めていきたいと考えております。……

第4番目に、その結果現在の被害者がどのような悲惨な状況下にあるということについて、二、三申し述べたいと思います。……

原告のうち、既に御存じのように〇〇〇〇君と〇〇〇〇君は死亡しております。昭和46年と昭和42年にそれぞれ死亡しております。どのような死に方をしたか、彼らは2人ともてんかん発作を繰返し、病院への入院を繰返しながら枯木のように瘦細って死ぬ約1週間というものは40度に近い高熱にうなされ、全身油汗をいっぱいかいて、ある場合には、額に原因不明の吹出物をいっぱいできさせて、そして長い間、終生離すことのできなかつたおむつに、糞を出す力もなく糞の中にまみれて死んでいったのです。

のみならず彼が生存しておる時、それ以外にも原告の中には、何人かの精神

薄弱児がおられます。

この人達は、心ない世間の人たちから阿呆と呼ばれています。そして外へ遊びに行くと、がんぜない子供達は、逆にこの子供をいじめるのです。阿呆と言って罵り、あるいは殴ったり、蹴ったり、ひどい時には頭から砂をぶっかけられたり、水をかけられたりして、家にかえってくることも少なくなかったと聞きます。そんな時、この子供達は決して泣かなかったのです。泣かないのは、わからないからだろうとお考えになると思います。しかし、この子供達は、家に帰って来て、母の手にすがった時には泣き叫んだのです。この子供達は本当は非常に悲しかったのです。しかし、この悲しくても抵抗しようにも1本の健康な手も足もなかったのです。……

滋賀県の原告のある子は、ここ数年前から右眼が失明して参りました。十分働くにも働けないのです。それでも中学校を卒業後二、三の転職を重ねて、現在あるスーパーに勤めるようになりました。……しかしお父さんは言いました。「本人は今、このスーパーの勤めている所で既に森永の子だということがわかりました。そして目が見えないならやめてくれと暗に言われておるんです。ここで、首をきられちゃもう働きに行く所がない生きて行く自信がないのです。なんとかして首を切らないで下さい。自分は片方が見えなくとも一般の人たちと同じように働けます」と言って、彼女は休みの日にも働きに行くのだそうであります。

被害者は、それなりに一生懸命なんとかして、この世の中で生き続けていきたいと働いております。

しかし、その子供達の前に控えておるものは、それはいつ、なんどきどういうことが起こるかもしれないということなのです。……

第5番目に私はこの事件の審理に入るまでの経過について若干申し述べたいと思います。

守る会の人達は今まで森永との長い間の自主交渉を続けて参りました。その間森永の方は世論を欺くためだけに昨年の8・16声明のように法的責任を認めるのだということまでおっしゃいます。……しかし、話をつめて聞けば、私たちには法的責任はないのだとこう言われるわけです。

責任を認めないところに本当の交渉あるいは保障などあり得ないことは、わかりきっていることなのです。……

これらの被害者は決して金銭の補償を主たる目的としておるのではございません。本当の願いは、言い古された言葉であります、やはり身体を元の健康な身体に返してほしい、失った青春を戻したいということなのです。そして、それが少しでも実現できるようにとって具体的救済案なるものを提案してお

るのです。まさに、この裁判はこのような意味を持っておるわけでございます。

(森永ミルク中毒被害者弁護団編『森永ミルク中毒事件と裁判』(ミネルヴァ書房、1975年) 60頁以下)

(D) 消費者問題の捉え方

(a) 食品の安全の重要性

本事件は、乳幼児の粉ミルクから砒素が検出されたという典型的な食品事件です。

生活の基本である食品は、本来安全でなければなりません。食品に有毒物が含まれていれば死や悲惨な事態に陥ります。乳幼児の食品に砒素化合物が含まれていたという本事件は、食品の安全の重要性を示したものと いえます。

(b) 多数の被害者発生の可能性

大量生産・大量消費が行われ、高度に流通の発展した現代社会では、ひとたび食品に有毒物が含まれていると、多数の被害者が生み出されます。本件でも1万2000人を超える乳幼児に被害が出たのであり、食品による大量被害の戦後最初の事件となりました。

(c) 国・行政の責任

本件では、ミルクに砒素を混入させたのは森永という企業ですが、その原因は、安定剤としてミルクに加えられた第二^{りん}リン酸ソーダに砒素化合物が混入していたことでした。このような物質が食品添加物として使用されることについて行政規制はなされておらず、食品に対する国・行政の責任は、その後も消費者行政の面で問われ続けてきました。

(d) 被害、損害

幼い身体が砒素という猛毒に浸襲された場合にどのような影響があるかということについての医学的知見が明らかでなく、また、被害児の症状は多様なものでした。原告弁護団はこのような多様な症状を「森永砒素ミルク中毒症候群」と名づけて因果関係論・損害論を構成しました。薬害、環境汚染による公害事件などに応用されるべき理論であるといえます。

(e) 被害者救済(恒久対策の実施)

被害児の両親たちは「守る会」を結成して、被害児の将来の医療や生活のための「恒久対策案」を作成し、その実現を図るために、国や森永と話し合い

を続けました。話し合いの結果、三者の合意の下に、昭和49年4月、森永から提供された基金により財団法人ひかり協会が設立され、「恒久対策案」実現に必要な資金については毎年森永が出捐することとし、被害児の継続的な健康管理、治療養護、生活保障、保護育成に関する事業を実施することになりました。この事業は現在も継続されています。このような継続的な治療や援助は、その後の薬害訴訟等の被害救済の手本となりました。

(2) 集団的消費者被害(1)——豊田商事事件

裁判例① 最判平成14・9・26 (税務訴訟資料252号9205頁)

(A) 当事者

原告(上告人) X (1485名)

被告(被上告人) Y (国)

(B) 事案

豊田商事は、昭和56年頃から「純金ファミリー商法」と呼ばれる欺瞞的取引を始めました。「純金ファミリー商法」とは、金地金の売買契約を締結し、売却した金地金を豊田商事が買主から賃借して、買主に賃借料を支払うという形式の取引です。ところが豊田商事は、売買契約ときに金地金の在庫を有しておらず、買主には金の見本品を見せるだけであり、買主には「純金ファミリー証券」と記載された書面を渡し、地金を所持しているように思わせていました(このことから、「まがい商法」「ペーパー商法」とも呼ばれました)。勧誘対象者は一人暮らしの高齢者や家庭の主婦といった投資知識を持ち合わせない人で、電話で勧誘して自宅を訪問し、長時間にわたって執拗に契約を勧めていました。また、大阪市内にある豪華な事務所に案内して、信用ある会社と思わせるなどの手口を用い、購入した金の賃貸料として年10～15%を支払うなどと約束しました。このようにして集めたお金は、商品先物取引、海外関連事業、国内関連事業に使われましたが、いずれも多額の赤字を出しており、また従業員に対する高額の手合報酬(給料の札束が立つと言われていました)の支払いにあてられていました。

豊田商事事件では、被害者の損害賠償請求権を破産債権として債権者による破産申立てが行われました。破産管財人が把握した純金ファミリー証券による被害者は約2万7600人、被害金の総額は1093億円余りに上り、高齢者を狙った詐欺商法として、被害の大きさからしても社会的注目を集めました。豊田商事の永野一男会長は、マスコミが撮影している中で刺殺されました。

このような中で、被害者から、警察庁、公正取引委員会、法務大臣および経済企画庁の権限不行使の違法と通商産業省（当時）の不作為の違法を理由に、国に対して損害賠償を求めたのが本事件です。

(C) 争点

詐欺的な純金ファミリー商法を行う法人について、警察庁、公正取引委員会、法務大臣および経済企画庁の権限不行使の違法性と通商産業省の不作為の違法性が認められるか。

(D) 判決

いずれも違法性はないとした原審の判断は正当である、としました。

第1審の大阪地判平成5・10・6（判タ837号58頁）では、「国賠法1条1項の『違法』とは、公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務としての規制権限行使義務や行政指導義務に違背すること」であるとして、公務員が裁量権を有する規制権限についての行使義務違反の有無は、当該公務員が当該規制権限を行使することが可能であることを前提として、「当該具体的事情の下において当該規制権限を行使しなかったことが当該規制権限の根拠法規の趣旨・目的のみならず慣習、条理等に照らして著しく不合理と認められるか否かにより決すべきものと解するのが相当である」としました。その判断については「①当該個別の国民の生命、身体、健康、並びにこれらに匹敵するほど重要な財産等に具体的危険が切迫していたといえるか（危険の切迫）、②当該公務員が右危険を知り又は容易に知りうる状態にあったといえるか（予見可能性）、③当該公務員が当該規制権限の行使により容易に結果を回避したといえるか（結果回避の可能性）、④当該公務員が当該規制権限を行使しなければ結果発生を防止しえなかったといえるか（補充性）、⑤国民が当該公務員による当該規制権限の行使を要請ないし期待している状況にあったといえるか（国民の期待）等の諸点を総合考慮すべきもの」としました。

この5点から本件についてそれぞれの権限不行使を検討し、公正取引委員会については、①危険の切迫、②予見可能性、④補充性については認めましたが、③結果回避可能性、⑤国民の期待については否定されるとして、「権限を行使しなかったことが著しく不合理である」とはいえないとしました。同様に被告それぞれについて判断し、いずれも責任を認めませんでした。

〈参考文献〉

正田彬「判批」ジュリ臨時増刊1246号228頁（平成14年度重判解）、第1審：大阪地判平成5・10・6（判時1512号44頁・判タ837号58頁）、國井和郎・別冊ジュリ135号92頁、小巻泰・訟月40巻7号、正田彬・法時66巻4号19頁）

(3) 集団的消費者被害(2)——大和都市管財国家賠償請求訴訟事件

裁判例② 大阪高判平成20・9・26（判タ1312号81頁）

(A) 当事者

原告（控訴人） X（367名）

被告（被控訴人） Y（国）

(B) 事案

大和都市管財グループは、抵当証券業の登録当初から、過大な不動産評価に基づく抵当証券を含めて多額の抵当証券を販売し、抵当証券の発行が困難になると抵当証券以外の詐欺まがい商品も販売して、顧客から多額の資金を集めました。一方では、利息負担をまかなうに足りる収益事業も行っておらず、債務が累積し、平成13年4月に事実上破綻しました。被害者は全国に約1万7000人、被害総額約1100億円とされ、豊田商事に次ぐ大規模消費者事件といわれています。被害者らが、当時の抵当証券業規制法8条1項（同法は平成19年に廃止。規制の内容は金融商品取引法に引き継がれています）に基づき同社の監督規制権限を有していた大蔵省（当時）の近畿財務局長が、平成9年12月21日付けで違法に同社の登録更新を行ったことにより被害を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づき、国に対して損害賠償請求をしたのが本件です。

(C) 争点

「大和都市管財」に対する抵当証券業規制法に基づく更新登録は、国家賠償法上の違法性を有するか。

(D) 判決

本件具体的事情の下においては、抵当証券購入者保護を目的として財務局長らに監督規制権限を定めた抵当証券規制法の趣旨・目的に照らし、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものであって、本件抵当証券を購入して被害を受けた個々の国民との関係において、国家賠償法1条1項の適用

上違法となる、として260名について請求を一部認めました（過失相殺6割）。

〈参考文献〉

第1審：大阪地判平成19・6・6（判時1974号3頁、判タ1263号71頁）、櫛田寛一「大和都市管財事件と国賠控訴審判決」現代消費法2号77頁、中嶋直木・東北法学会雑誌34号345頁、下山憲治・早稲田法学84巻4号85頁

2 消費者とは

(1) 問題の所在

消費者とはどのような者のことをいうのでしょうか。

消費者契約法2条1項では、「この法律において『消費者』とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう」と定義しています。また同条2項では、「この法律において『事業者』とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる個人をいう」と事業者を定義しています。

個人の場合には、取引の場面によって、消費者となる場合も事業者になる場合も起こりうるのです。

(2) 電話機リース事件名古屋判決

裁判例③ 名古屋高判平成19・11・19（判時2010号74頁、判タ1270号433頁）

(A) 当事者

控訴人 X（個人で印刷画工を業として行っていた者）

被控訴人 Y（リース会社）

訴外 A（電気通信機器等の販売会社）

(B) 事案

Xは、①平成15年12月8日、②平成16年6月1日にそれぞれYとの間で、以下のようなリース契約を締結しました（合計2回）。

| | ①平成15年12月8日 | ②平成16年6月1日 |
|--------|-------------------|----------------------|
| リース物件 | タイコーソルボーネ ME 1台 | タイコーソルボーネ ME 1台 |
| リース期間 | 84カ月 | 84カ月 |
| リース料総額 | 70万5600円（月額8400円） | 105万8400円（月額1万2600円） |

編著者一覧

《編者》

島川 勝（しまかわ まさる）

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 昭和43年大阪市立大学法学部卒、同47年大阪弁護士会登録。平成4年大阪地方裁判所判事、同堺支部、奈良地方裁判所判事。平成15年大阪市立大学大学院法学研究科教授、同特任教授を経て現職。NPO 法人消費者支援機構関西理事。

〔事務所〕 金子・中・橋本法律特許法律事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル別館9階
電話 06-6364-6411 FAX 06-6364-6410

坂東 俊矢（ばんどう としや）

〔所属等〕 京都産業大学教授・弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 立命館大学法学部卒業。龍谷大学大学院法学研究科修了。現在、京都産業大学大学院法務研究科教授。弁護士。京都府消費生活審議会委員長代理。国民生活審議会の委員として、消費者団体訴訟制度の創設に関与。

〔事務所〕 片山・平泉法律事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ7階
電話 06-6223-1717 FAX 06-6223-1710

《執筆者（50音順）》

片山 登志子（かたやま としこ）

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 昭和63年弁護士登録。大阪弁護士会消費者保護委員会委員、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、消費者庁消費者安全調査委員会委員を歴任し、現在、内閣府消費者委員会委員、NPO 法人消費者ネット関西専務理事、NPO 法人消費者支援機構関西副理事長。

〔事務所〕 片山・平泉法律事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ7階
電話 06-6223-1717 FAX 06-6223-1710

加納 雄二 (かのう ゆうじ)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）（39期）

〔経歴〕 京都大学法学部卒業。「靈感商法」「オウム真理教事件」等カルト問題を多く扱っている。それ以外にも、たとえば「悪質電話機リース被害」等、いろいろな消費者問題に取り組んでいる（ホームページ〈<http://www.kanoyuji.com/>〉参照）。

〔事務所〕 加納雄二法律事務所
〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満4-6-8 OLCビル101
電話 06-6311-6177 FAX 06-6311-6178

川村 哲二 (かわむら てつじ)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 昭和60年大阪弁護士会登録。平成15年度大阪弁護士会消費者保護委員会委員長。現在、神戸大学法科大学院非常勤講師（消費者法）、NPO法人消費者支援機構関西監事、NPO法人消費者ネット関西理事。

〔事務所〕 春陽法律事務所
〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-2-16 つたや第5ビル3階
電話 06-6365-0232 FAX 06-6365-0420

久米川 良子 (くめがわ りょうこ)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 豊田商事被害者弁護団、丸和モーゲージなどの抵当証券被害者弁護団、木津新抵当証券被害者弁護団などに関与。共編者は『Q&A 探偵・興信所110番』『Q&A 訪販・通販・マルチ110番』『消費者被害の上手な対処法』『特定商取引のトラブル相談 Q&A』など（いずれも民事法研究会）。

〔事務所〕 久米川法律事務所
〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2-3-9 オーク西天満ビル2階
電話 06-6364-6863 FAX 06-6364-6873

五條 操 (ごじょう みさお)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 平成9年弁護士登録。同年から大阪弁護士会消費者保護委員会委員。NPO法人消費者支援機構関西理事。

〔事務所〕 はるか法律事務所
〒541-0043 大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-4 公洋ビル7階
電話 06-6203-5855 FAX 06-6203-6733

佐藤 吾郎 (さとう ひろう)

〔所属等〕 岡山大学大学院法務研究科教授

〔経歴〕 早稲田大学政治経済学部卒業後、上智大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得、岡山大学法学部助教授を経て現職。

高嶋 英弘 (たかしま ひでひろ)

〔所属等〕 京都産業大学法学部教授

〔経歴〕 平成元年3月神戸大学法学研究科単位取得退学、同年4月より京都産業大学法学部講師、平成5年4月より同大学法学部助教授、平成12年4月より同大学法学部教授、平成16年4月より同大学法務研究科教授、平成30年4月より同大学法学部教授（現在に至る）。

谷本 圭子 (たにもと けいこ)

〔所属等〕 立命館大学法学部教授

〔経歴〕 同志社大学法学部卒業後、同大学大学院法学研究科博士課程前期課程修了・後期課程単位取得。立命館大学法学部助教授を経て現職。

野々山 宏 (ののやま ひろし)

〔所属等〕 弁護士（京都弁護士会）

〔経歴〕 京都大学法学部卒業、昭和58年京都弁護士会登録。京都産業大学大学院法務研究科教授（平成16年～平成31年。ただし、平成22年～25年客員教授）。独立行政法人国民生活センター理事長（平成22年～25年）。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長（平成26年～28年）。

〔事務所〕 御池総合法律事務所

〒604-8186 京都府京都市中京区烏丸御池東入 アーバネックス御池ビル東館6階

電話 075-222-0011 FAX 075-222-0012

平泉 憲一 (ひらいずみ けんいち)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 中央大学法学部法律学科卒業。平成11年弁護士登録。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、日本弁護士連合会住宅紛争処理機関検討委員会委員、大阪弁護士会消費者保護委員会委員、大阪住宅紛争審査会審査委員。

〔事務所〕 片山・平泉法律事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜2-5-23 小寺プラザ7階

電話 06-6223-1717 FAX 06-6223-1710

葉袋 真司 (みない しんじ)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 平成9年弁護士登録。大阪弁護士会消費者保護委員会委員、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、大阪府消費者保護審議会委員（平成27年～令和元年）。

〔事務所〕 葉袋法律事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満5-1-3 南森町パークビル5階
電話 06-6361-8801 FAX 06-6361-8803

宮下 修一 (みやした しゅういち)

〔所属等〕 中央大学大学院法務研究科教授

〔経歴〕 名古屋大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士前期課程修了・博士後期課程満期退学。博士（法学）。静岡大学人文学部法学科専任講師・助教授・准教授、同大学院法務研究科准教授・教授を経て現職。

山崎 敏彦 (やまさき としひこ)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員・幹事（平成16年～）、大阪府消費生活苦情審査会委員（平成20年～平成22年）、生駒市消費生活審議会会長（平成20年～）、関西大学法科大学院非常勤講師（平成16年～平成26年）、全国証券問題研究会幹事、先物取引被害全国研究会幹事。

〔事務所〕 山崎敏彦法律事務所

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビル9階
電話 06-6365-8565 FAX 06-6365-8539

山本 健司 (やまもと けんじ)

〔所属等〕 弁護士（大阪弁護士会）

〔経歴〕 京都大学法学部卒。平成9年弁護士登録。日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員・幹事（平成13年～）、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会委員（平成26～29年）。著書に日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『コンメンタール消費者契約法』（商事法務）、日本弁護士連合会編『実務解説・改正債権法』（弘文堂）等。

〔事務所〕 清和法律事務所

〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町1-6-7 北浜MIDビル9階
電話 06-4706-7727 FAX 06-4706-7738

判例から学ぶ消費者法〔第3版〕

令和元年11月27日 第1刷発行

定価 本体2,800円+税

編者 島川 勝・坂東俊矢
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 株式会社 太平印刷社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕 TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕 TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえます。 ISBN978-4-86556-321-4 C2032 ¥2800E
カバーデザイン 袴田峯男